

令和7年3月21日

分任契約担当官
陸上自衛隊遠軽駐屯地
第376会計隊長 山上善和

第376会計隊におけるオープンカウンター方式による見積り依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積り依頼であり、有効な見積り書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積り書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件名	納入（履行） 場所	納期 （履行期限）	見積り依頼書 公表日	見積り書 提出期限	見積り合わせの 日時	防衛省競争 参加資格	備考
1	油分離槽清掃役務	遠軽駐屯地	7.4.1～8.3.31	7.3.21	7.3.26 1000	7.3.26 1000	特になし	単価契約
2	産業廃棄物収集運搬	遠軽駐屯地	7.4.1～8.3.31	7.3.21	7.3.26 1000	7.3.26 1000	特になし	単価契約
3	産業廃棄物処分	遠軽駐屯地	7.4.1～8.3.31	7.3.21	7.3.26 1000	7.3.26 1000	特になし	単価契約
4	プロパンガス	遠軽駐屯地	7.4.1～8.3.31	7.3.21	7.3.26 1000	7.3.26 1000	特になし	単価契約
	以下余白							

4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒099-0411
紋別郡遠軽町向遠軽272
陸上自衛隊遠軽駐屯地 第376会計隊（担当：川田）
TEL 0158-42-5275（内線340）
FAX 0158-42-5277（直通）
※希望によりFAXにて仕様書及び内訳書を送付します。

5 見積り依頼公表場所及び公表期間

- (1) 公表場所
第376会計隊、北部方面会計隊ホームページ：<http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/>
- (2) 公表期間
令和7年3月21日（金）～令和7年3月26日（水）

部 隊 名	遠軽駐屯地業務隊
作 成 者	1曹 菊地 秀志
作 成 年 月 日	令和7年3月13日

仕 様 書

件名 油分離槽清掃役務

1 本仕様書は遠軽駐屯地糧食班において使用する、油分離槽及び配管清掃について規定する。

2 清掃内容

件 名	予定数量	単位	清掃内容
油分離槽清掃役務	12	回	駐屯地食堂の油分離槽を月1回清掃しグリストラップ清掃後発生する産業廃棄物(有機性汚泥処理)約1tを汲み取り発生した産業廃棄物を許可を受けた処分場で処理、また3ヶ月に1回配管の清掃を実施する。

3 疑義

- (1) 清掃上又は仕様書に疑義がある場合、調達要求先と協議の上指示に従う。
- (2) 毎月第1金曜日に油分離槽清掃を行う。休日の場合は、前日とする。
- (3) 契約に関して疑義がある場合、契約担当官と調整し、その指示に従う。

4 本仕様書に基づき、検査官立会の上、清掃箇所の点検及びマニフェストB2票、E票をもって検査完了とする。

部 隊 名	遠軽駐屯地業務隊
作 成 者	1曹 菊地 秀志
作 成 年 月 日	令和7年3月13日

仕 様 書

件名 産業廃棄物収集運搬

1 本仕様書は遠軽駐屯地糧食班において使用する、油分離槽の産業廃棄物収集運搬について規定する。

2 収集運搬内容

件 名	予定数量	単位	収集運搬内容
産業廃棄物収集運搬	12	t	駐屯地食堂の油分離槽有機性汚泥を処分場まで収集運搬する。

3 疑義

運搬上又は仕様書に疑義がある場合、分任契約担当官と協議の上、分任契約担当官の指示に従う。

4 本仕様書に基づき、マニフェストB2票の受理をもって検査完了とする。

部 隊 名	遠軽駐屯地業務隊
作 成 者	1曹 菊地 秀志
作 成 年 月 日	令和7年3月13日

仕 様 書

件名 産業廃棄物処分

1 本仕様書は遠軽駐屯地糧食班において使用する、油分離槽の有機性汚泥処分について
る。

2 処理内容

件 名	予定数量	単位	処分内容
産業廃棄物処分	12	t	駐屯地近傍100km以内の処分場とし清掃役務で提出された産業廃棄物(有機性汚泥)を官側で契約した収集運搬業者から委託を受け処分する。

3 疑義

処分上又は仕様書に疑義がある場合、分任契約担当官と協議の上、分任契約担当官の指示に従う。

4 本仕様書に基づき、マニフェストE 票の受理をもって検査完了とする。

部隊名	遠軽駐屯地業務隊
作成者	2曹 林 隆玄
年月日	7. 3. 5

仕 様 書

- 1 品 名
プロパンガス
- 2 規 格
イ号ボンベ
- 3 納品場所
遠軽駐屯地（糧食班、南隊舎雪中廊下北側、消防隊）
- 4 総予定数量
2,700 m³
- 5 検 査
本仕様書に基づき、検査官立会の上、取付場所の点検検査を実施する。
- 6 検 針
各月末にメーター検針を実施し、検査官に報告するものとする。
- 7 その他
 - (1) 仕様書等に疑義がある場合は、分任契約担当官と協議のうえ、分任契約担当官の指示に従う。
 - (2) 設置及び必要資材については、供給者負担とする。